

PCB廃棄物の適正処理対策について

1 高濃度PCB廃棄物等の処理

種類	処理先	処分期限
蛍光灯安定器, 小型コンデンサ, 感圧複写紙等の汚染物	JESCO 北九州処理事業所	平成33年3月末まで
高圧トランス・コンデンサ	JESCO 大阪処理事業所	

※ 処理実績については資料5-1を参照

2 本市におけるPCB保管事業者掘り起こしの対象

- ・ 自家用電気工作物設置事業者 3,769件
- ・ PCB使用安定器保管・所有事業者 約20,000件(精査中)

3 自家用電気工作物設置事業者の掘り起こし状況(平成29年度)

平成29年1月及び同年5月にアンケート調査を実施した。

	平成29年5月31日時点	平成30年9月末日時点
回答有り	1,243件(33.0%)	2,534件(67.2%)
宛先不明	482件(12.8%)	38件(1.0%)
未回答	2,044件(54.2%)	1,197件(31.8%)
計	3,769件	3,769件

(1) 掘り起こしの成果

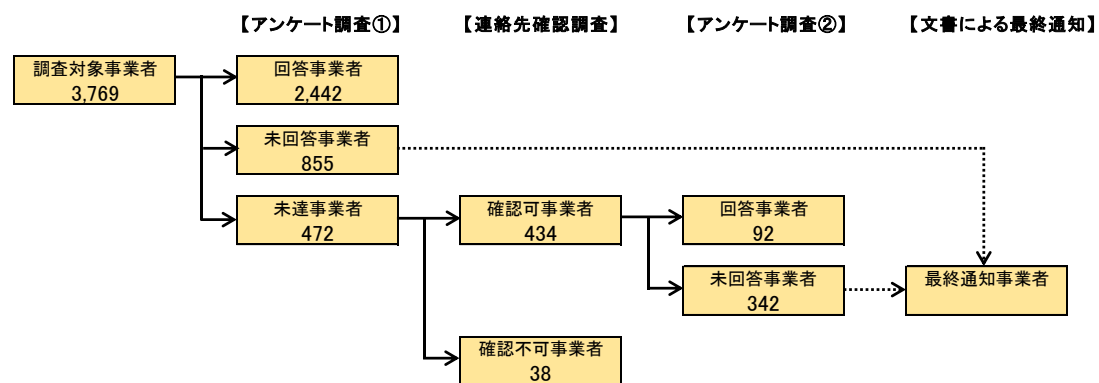
- ア 平成29年6月以降, フォローアップ調査を行い, 2,534事業者(全体の67.2%)から回答を得た。
- イ PCB廃棄物等の保管届が未提出の事業者が65事業者(全体の1.7%, 回答有りの2.6%)見つかり, 届出書を速やかに提出するよう指導した。

(2) 宛先不明事業者へのフォローアップ

- ア 宛先不明の事業者(482事業者)については, 電話及び調査票を再送付して調査した。38事業者は, 宛先不明のままとなった。
- イ 新たにPCB廃棄物等が2事業者で見つかり, 速やかにPCB廃棄物の保管届を提出するよう指導した。

(3) 未回答事業者への対応

平成30年3月に, 未回答の事業者(1,792事業者。宛先不明事業者を含む。)に対しアンケートを再送し, 回答を督促した(同年3月30日締め切り)。



4 PCB使用安定器保管・所有事業者の掘り起こし状況（平成30年度）

- (1) 税担当部署から固定資産税家屋台帳情報の提供を受けたが、所有者氏名の情報がなく法務局から建物登記簿情報の提供を受け、それらを突合してアンケート送付先対象事業所リストを作成している。準備ができ次第、アンケート調査を実施する予定である。
- (2) 環境省が15の自治体と共同で各データ（固定資産税家屋台帳、建物登記簿、経済センサス、情報通信会社データ）による掘り起こし調査を平成30年1月と2月にモデル事業として実施し、その結果を基に平成30年8月に「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」の改訂が行われた。

5 平成30年度の実施内容

- (1) PCB特措法等に基づき、引き続き、届出の提出や適正保管、適正処理に向けた指導・助言を行う。
- (2) JESCO各処理事業所に関する情報（処理対象物、登録手続、料金、収集運搬業者等）や法令改正等の情報についても、保管事業者に提供する。
- (3) 市内の一般事業者に対しては、「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に沿って、早期処理に向けたアンケート調査を実施し、保管・届出の指導及び追跡調査等を行う。
- (4) ホームページ、SNS、イベントでのチラシの配布、各団体（京都市中小企業未来力会議、京都商工会議所、公益社団法人京都工業会）の協力によるメールマガジンへの掲載を行う。また、国に対しては、全国的なテレビCMの実施を要望していく。

6 課題

- (1) 自家用電気工作物設置事業者の掘り起こしについて
 - ア 「宛先不明及び未回答」の事業者への追跡調査は、他の業務もあり、年内に終了するのは厳しい状況にある。
 - イ アンケート調査を実施後、従来の保管事業者を含め、相談や問い合わせが非常に増加している。
 - ウ JESCOへの登録手続きを行っていない事業者が存在しており、その対応を求められている。

(2) PCB使用安定器保管・所有事業者の掘り起こしについて

ア 固定資産税家屋台帳情報と建物登記簿情報のデータ突合作業を職員自ら実施しており、その作業にかなりの時間を要している。

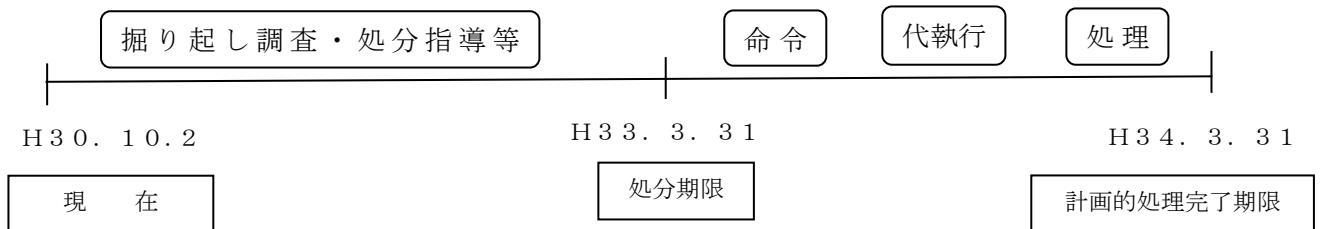
イ アンケート調査を実施後、相談や問い合わせが非常に増加する可能性がある。

(3) その他

ア JESCOにおける処理について、処理費は最大で95%の負担軽減措置を受けることができるが、収集・運搬費については負担軽減措置がない。

イ 他政令指定都市と比べても、人員配置や予算措置が不十分で、掘り起こし調査の体制が盤石ではない。

7 今後のスケジュール



様式第 2 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の月別受入重量実績報告書

平成 30 年 7 月 31 日

京都市長 殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州 PCB 処理事業所長

貴市所管内保管事業者の PCB 廃棄物について、平成 30 年度
第 1 四半期（4 月～6 月）までの月別受入重量の実績を報告します。

年・月	安定器等	小型電気器等	感圧紙等	ウエス等	その他の汚染物	ミカフィルブツング	安定器・汚染物	
	重量	重量	重量	重量	重量	重量	総重量	
平成 27 年度計	12,157	202	0	0	123	0	12,516	
平成 28 年度計	15,348	3,517	4	175	0	0	19,044	
平成 29 年度計	21,416	14	0	30	10	512	21,972	
平成 30 年度	4 月	3,411	165	0	57	31	0	3,664
	5 月	0	0	0	0	0	0	0
	6 月	3,826	58	0	87	228	0	4,198
	7 月	0	0	0	0	0	0	0
	8 月	0	0	0	0	0	0	0
	9 月	0	0	0	0	0	0	0
	10 月	0	0	0	0	0	0	0
	11 月	0	0	0	0	0	0	0
	12 月	0	0	0	0	0	0	0
	1 月	0	0	0	0	0	0	0
	2 月	0	0	0	0	0	0	0
	3 月	0	0	0	0	0	0	0
	計	7,237	223	0	143	259	0	7,862
開業からの合計	56,158	3,957	4	348	392	512	61,394	
受入実績(%)	27.5%	39.5%	0.3%	23.5%	9.9%	100.0%	27.7%	
登録重量	204,250	10,012	1,095	1,480	3,962	512	221,311	

備考

- この報告書は、四半期毎（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に作成し、翌月末までに提出すること。
- 「登録重量」とは、前年度末日の特別・予備・搬入荷姿登録の重量をいう。
- 「受入実績(%)」は、登録重量を母数に算出すること。
- 重量はkg集計とした。整数値（小数点以下四捨五入）で表示したことにより、各月、各年度を足した値と合計値が一致しない場合がある。

様式第2号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の月別受入台数実績報告書

平成30年7月31日

京都市長 殿

中間貯蔵・環境安全事業株式会社大阪PCB処理事業所長

貴市所管内保管事業者のPCB廃棄物について、平成30年度
第1四半期（4月～6月）の月別受入台数の実績を報告します。

年・月	トランス類		コンデンサ類		PCB廃棄物油		
	台数		台数		ドラム缶数		
	全体	京都市	全体	京都市	全体	京都市	
平成18年度計	68	0	2,096	0	20	0	
平成19年度計	332	0	4,575	0	69	0	
平成20年度計	312	6	5,408	37	93	4	
平成21年度計	380	8	6,408	866	81	5	
平成22年度計	402	28	6,532	432	83	0	
平成23年度計	259	22	6,193	561	180	9	
平成24年度計	187	17	7,714	947	298	8	
平成25年度計	269	15	8,919	570	229	7	
平成26年度計	125	11	6,236	471	86	5	
平成27年度計	88	5	6,908	655	78	0	
平成28年度計	83	15	6,791	1,355	91	9	
平成29年度計	76	0	6,088	1,546	150	23	
平成30年度	4月	5	0	229	50	28	5
	5月	7	1	802	98	21	3
	6月	9	0	636	60	16	1
	7月	0	0	0	0	0	0
	8月	0	0	0	0	0	0
	9月	0	0	0	0	0	0
	10月	0	0	0	0	0	0
	11月	0	0	0	0	0	0
	12月	0	0	0	0	0	0
	1月	0	0	0	0	0	0
	2月	0	0	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0	0
	計	21	1	1,667	208	65	9
開業からの合計	2,602	128	75,535	7,648	1,523	79	
受入実績(%)	93.5%	97.7%	95.3%	96.7%	87.5%	81.4%	
登録台数	2,784	131	79,228	7,913	1,741	97	

備考

- この報告書は、四半期毎（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に作成し、翌月末までに提出すること。
- 「全体」とは、2府4県をいう。
- 「登録台数」とは、前年度末日の早期・特別・機器登録台数をいう。
- 「受入実績(%)」は、登録台数を母数に算出すること。